限定承認公告

本籍東京都板橋区板橋四丁目三二五三番地、最後の住所東京都足立区鹿浜五丁目二四番一三―三〇三号　被相続人　亡　畦田　藤高

右被相続人は平成二十一年十一月一日死亡し、その相続人は平成二十二年二月二十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号第一鉄鋼ビル二階第八号室鈴木康仁法律事務所

相続財産管理人畦田昭代

代理人弁護士　鈴木　康仁

限定承認公告

本籍大阪府堺市南区三木閉三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山崎　更生

右被相続人は平成二十一年十一月二日死亡し、その相続人は平成二十二年二月二十二日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十一日

横浜市戸塚区秋葉町三二五番地一サンモール秋葉二〇二号

相続財産管理人　山﨑陽一郎

限定承認公告

本籍福井県勝山市平泉寺町壁倉第一一号二三番地、最後の住所福井県勝山市旭町一丁目五番五八号　被相続人　亡　中村　忠夫

右被相続人は平成二十一年十月十六日死亡し、その相続人は平成二十二年二月二十五日福井家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十一日

福井県福井市二の宮二丁目七―一ＰＢＣ八〇七　相続財産管理人　中村　美穂

限定承認公告

本籍青森県十和田市大字三本木字北平一七一―四、最後の住所長野県岡谷市二九二三番地一　被相続人　亡　斗米　尚美

右被相続人は平成二十一年十二月十九日死亡し、その相続人は平成二十二年二月二十四日長野家庭裁判所諏訪支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十一日

長野県岡谷市四七六九―三三四宮坂ハイツ二〇二　相続財産管理人　斗米　一成

訂正公告

平成二十二年三月八日掲載の合併公告中、乙の住所「茨城県土浦市中貫町二番地七」とあるは「茨城県土浦市東中貫町二番地七」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年三月十一日

北九州市若松区響町一丁目一五番地

（甲）株式会社テトラエナジーひびき

代表取締役　北川　昌一

茨城県土浦市東中貫町二番地七

（乙）株式会社テトラ技研

代表取締役　荘司　喜博

訂正公告

平成二十二年二月二十六日（号外第三十八号）掲載の株式会社ＩＳＴＣ及び株式会社ＵＲＳＩＮ・ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬに係る合併公告及び第七期決算公告（枠組）中、「（うち当期純利益）　(6,341)」とあるは、「（うち当期純損失）　(384)」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年三月十一日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
（印刷誤り）				
七一			一四　義務等　業務等	
			平成二十一年八月四日（号外第百六十三号）国土交通省告示第八百五十九号（平成十二年建設省告示第千四百十三号の一部を改正する告示）	
（原稿誤り）				
			七ページ下段終りから一行目の次に次のように加える。	
			4　平成十八年国土交通省告示第千四百八十五号の一部を次のように改正する。	
			第一第一号中「昇降行程が四メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降する」を「車いすに座ったまま使用する」に改め、「もの」の下に「であって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの」を加える。	
			第二第一号イ中「第七号」を「第九号」に改める。	
			5　平成十八年国土交通省告示第千四百九十二号の一部を次のように改正する。	
			第一第一号中「昇降行程が四メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降する」を「車いすに座ったまま使用する」に改め、「もの」の下に「であって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの」を加える。	
			第二第一号イ中「第七号」を「第九号」に改める。	
			平成十八年国土交通省告示第千四百九十二号の一部を次のように改正する。	
			第一第一号中「昇降行程が四メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降する」を「車いすに座ったまま使用する」に改め、「もの」の下に「であって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの」を加える。	
			第二第一号イ中「第七号」を「第九号」に改める。	
			平成二十二年二月二十六日（号外第三十八号）掲載の特恵関税に関する特定特恵鉱工業産品等の輸入額等の公告中	
（原稿誤り）				
六六	上	一四	435,868千円	441,299千円
〃	〃	終りから一七	482,239千円	503,352千円
〃	〃	一三	183,944千円	205,057千円
〃	下	一七	540,144千円	556,306千円
〃	〃	一三	1,778,944千円	1,996,218千円
〃	〃	終りから一八	5,615,088千円	6,490,814千円
〃	〃	一七	3,378,260千円	3,917,049千円
六七	上	三	300,623千円	304,875千円
〃	〃	終りから一九	259,829千円	261,825千円
〃	下	一五	260,976千円	290,216千円
六八	上	一	155,829千円	188,441千円
〃	〃	四	2,723,898千円	2,741,216千円
〃	〃	一六	46,402千円	48,322千円
〃	〃	一三	15,081千円	15,873千円
〃	〃	一六	20,403,306千円	20,415,350千円
〃	〃	終りから一四	1,128,283千円	1,136,976千円
〃	下	四	978,388千円	991,848千円
〃	〃	一九	1,293,902千円	1,303,246千円
〃	〃	一四	218,651千円	221,422千円
〃	〃	一九	246,824千円	247,888千円
六九	上	終りから一六	507,124千円	525,642千円
〃	〃	一一	758,457千円	761,448千円
〃	〃	四	571,379千円	581,833千円
〃	下	一	786,099千円	821,816千円
〃	〃	一一	2,354,206千円	2,532,307千円
〃	〃	一六	4,863,857千円	5,030,411千円
〃	〃	終りから一〇	135,956千円	136,572千円
〃	〃	一四	219,272千円	219,532千円
七〇	上	一	7,399,938千円	7,401,636千円
〃	〃	一二	599,034千円	603,434千円
〃	〃	終りから一〇	1,888,890千円	1,890,939千円
〃	下	一〇	245,534千円	249,784千円
〃	〃	一一	136,474千円	137,593千円
〃	〃	一四	2,608,177千円	2,752,750千円
〃	〃	終りから一〇	1,003,029千円	1,124,176千円
〃	〃	一九	463,586千円	474,539千円
〃	〃	一四	8,281,962KG	8,779,872KG
〃	〃	一一	36,055,043KG	36,617,093KG
七一	上	一	1,936,130KG	2,216,130KG
〃	〃	終りから一四	1,090,072KG	1,134,413KG
〃	〃	六	4,665,910KG	5,378,910KG
〃	〃	三	4,040,199千円	4,079,950千円
〃	下	三	13,335,864KG	13,336,364KG
〃	〃	七	3,873,608千円	3,874,047千円
〃	〃	一二	158,119千円	160,411千円
〃	〃	終りから一〇	2,508,384千円	2,539,949千円
一五	四	終りから一四	平成20年(家)第223号	平成21年(家)第223号
			平成二十二年一月二十八日掲載の行方不明者裁判所に係る平成二十一年（家）第一二三号失踪宣告中	
（原稿誤り）				

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月十日付特第七号二ページ達第四七号六四ページ●同月十一日付第五〇号九六ページ●同日付政府調

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）